

1. 件名：「日本原燃(株)での原子力安全、核セキュリティ及び保障措置（3S）のインターフェースにおける取組強化に係る面談」

2. 日時：令和5年3月16日（木） 11時20分～12時20分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

（原子力規制部新基準適合性審査チーム）

古作企画調査官、大橋上席安全審査官、田尻主任安全審査官、瀬戸川安全審査専門職

放射線防護グループ

放射線防護企画課 保障措置室 中島首席査察官、古川総括補佐

核セキュリティ部門 1名

日本原燃株式会社

再処理事業部核物質管理部長兼燃料製造事業部部長

再処理事業部核物質防護課長兼燃料製造事業部核物質防護 GL 他1名

燃料製造事業部核物質管理 GL

再処理事業部副部長（設工認）兼燃料製造事業部許認可業務課長

濃縮事業部運営管理課課長

5. 要旨

（1）日本原燃株式会社（以下「日本原燃」という。）から、再処理施設及びMOX燃料加工施設について現在申請している原子力安全関係のもの（設計及び工事の計画の（変更）認可申請）と核セキュリティ関係（核物質防護規定変更認可申請）との相互の関連性並びに保障措置への影響について、提出資料に基づき説明があった。また、日本原燃における3S連携の現状について説明があった。

（2）原子力規制庁から、主に以下の点を伝えた。

- ・日本原燃においては、平成30年6月25日の面談において3S調和に係る情報共有、相互チェック等について相互に干渉することがないように連携がとられているとしていたが、現状においても未だに干渉事例が発生していることから、連携の運用が形式的なものとなり、各社員に相互影響への配慮を行うとの共通認識があるとは考えられない。核セキュリティに係る情報について、機密情報の保護は重要であるものの、一般化して必要な事項は周知、注意喚起等を行い、併せて安全設計及び保障措置も含めて互いに連携し各社員

の3Sそれぞれの確実な履行に係る意識を高めることが重要である。

- ・従来から、3Sの相互影響を考慮した上で申請を行うよう指摘してきたところであるが、今回の申請時においても関連する申請の有無と進め方の相談はなかったため、こちらからの求めで今回の面談となっている。申請に当たっては、日本原燃において3S相互の関係性を明確にし、並行して申請する場合にはそれぞれでどのように審査を受け進めていくつもりか行程を示すなど、社内プロセスとして確実に実施する体制整備も含めて検討し、改めて面談にて説明すること。
- ・3Sはどれも重要であり、どの分野も蔑ろにしてはならない。各分野それぞれのニーズに耳を傾け、調整し対応を行っていくことが大切である。再処理工場前処理建屋供給セルにおいて発生した全消灯の事象に係る発生原因調査及び再発防止対策については、特定指導文書に基づき令和5年3月22日までに報告を受けてから確認していくが、保障措置関係への影響としては使用済燃料貯蔵プールのスロッシング対策での連携不備もあり、連携の状況等について確認していく。具体的には、令和5年3月9日の面談のとおり、各申請に関して、日本原燃から3S影響評価書の提示を受け、3Sの相互影響を各観点から検討して設計されているかを確認していく。

(3) 日本原燃からは、本日の面談を踏まえて対応する旨の発言があった。

6. その他

提出資料

「設工認申請（安全設計）とPP（核セキュリティ）、SG（保障措置）の設計方針等の関係及び今後の進め方について」

参考

- ・平成30年6月25日 原子力安全、核セキュリティ及び保障措置（3S）の調和に関する日本原燃との面談
<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/12310939/www2.nsr.go.jp/disclosure/meeting/NRP/201806.html>
- ・令和5年3月9日 原子力安全、核セキュリティ及び保障措置の調和に向けた原子力事業者等との面談
<https://www2.nra.go.jp/data/000423590.pdf>